子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が制定する条例等

内閣府説明会(10月30日)で示された予定等

○国の予定

平成 25 年中(年内最後の子ども・子育て会議:12 月 26 日) に、新制度に関連する基準等についての検討を終了し、案を固める予定。

※参考:26 年1月には自治体に案を示し、パブリックコメント等の手続き後、25 年度末までに 省令基準等としてとりまとめる。(9月13日に厚生労働省保育課長に確認した内容)

○地方自治体の対応

既に、子ども・子育て会議、同部会において、基準等の内容検討が進んでいることを踏まえ、地方自治体では必要となる条例等の制定準備を開始することが必要。

1 子ども・子育て支援法関連

| 1 120 1 1 | . 文及四尺压 | · |
|---------------------------|-----------------------------------|---|
| 項目 | 内 容 | 備考(国が示しているスケジュール) |
| ①支給認定基準 | 内閣府令で定めるところによる | *内閣府令は25年度末目途に発出予定 |
| 〔第 20 条〕 | 教育・保育の必要量の認定基準 | *26 年度下半期以降に認定事務を行うこ |
| | | とができるよう6月議会において条例 |
| | | 等を制定 |
| ②教育・保育の | 1~3号認定の給付費の費用・ | *26 年度後半に 27 年度政府予算案決 |
| 利用料 | 利用者負担等の設定(条例また | 定、国会での予算案審議を経て、公定 |
| 〔第 27 条第 2 項、 | は規則の制定) | 価格を確定 |
| 第 28 条第 2 項、第 | ※2号・3号認定については、 | *26 年度終盤に 27 年度予算で国の定め |
| 29 条第 2 項、第 30 | 保育標準時間と保育短時間の | る公定価格等を踏まえ、市町村として |
| 条第 2 項、附則第 6 | 2区分で定める | の給付費の費用・利用者負担等を設定 |
| | ※施設型給付と地域保育型給付 | 77/11/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/ |
| 条第 4 項〕 | の利用料は同一水準か、確認 | |
| | 中 | |
| · | *2号認定・3号認定の保育時 | |
| | 間の区分別の利用料は、施設 | |
| | 種別によらず共通であること | |
| | を確認中 | |
| | (認定こども園の場合、入園料 | |
| | 等を徴収できるので、利用料 | · |
| | を保育所よりも低水準に設定 | •• |
| | 可能か等も含めて確認中) | |
| ③特定・教育保育 | 特定教育・保育施設の運営基準 | *内閣府令は 25 年度末目途に発出予定 |
| 1 | ※認定こども園(4種類)、幼稚 | *27年度当初に整備されているべき(= |
| 施設の運営基準 | 園、保育所を給付対象として | 新設予定)特定教育・保育施設につい |
| = 確認基準 | 確認するための基準 | て確認手続を行うことができるよう、 |
| [第 34 条第 2 項] | ※施設種別毎の基準が必要 | 可能な限り6月議会において条例を制 |
| | 本心政性が再り基準が必要 | 定、事業者等に周知 |
| ② 斯特别伯 岑 車樂 | 性学地域刑児を専業の運営担雑 | た、事業有等に何知 *内閣府令は 25 年度末目途に発出予定 |
| ④地域型保育事業 | 特定地域型保育事業の運営規準 ※ 小規模保育事業 (2.種類) | * 7 年度当初に整備されているべき(= |
| の運営基準 | ※小規模保育事業(3種類)、 | #47年度ヨ初に登備されているへき (= 開始予定)特定地域型保育事業につい |
| = 確認基準 | 家庭的保育事業、居宅訪問型 | * **** |
| 〔第 46 条第 2 項〕 | 保育事業、事業所内保育事業 | て確認手続を行うことができるよう、 |
| | を給付対象として確認するた | 可能な限り6月議会において条例を制 |
| | めの基準 | 定、事業者等に周知 |
| | ※事業種類毎の基準が必要 | |
| | ※全種類の基準制定が必須か、 | |
| | 国に確認中 | |

2 改正児童福祉法関連

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------|---|----------------------|
| | <u> </u> | |
| 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業の設 | *事業の基準を定める省令・告示は 25 |
| の設備運営基準 | 備及び運営基準条例 | 年度末目途に発出予定 |
| 〔第34条の8の2 | ○従うべき基準 | *26年4月~9月に条例を制定 |
| 第1項〕 | 従事する者及びその員数 | |
| 707 1 707 | (=指導員資格と配置基準) | |
| | ○参酌すべき基準) | |
| | その他の事項 | . • |
| | (=開所時間、面積等) | *. |
| | , | |
| 地域型保育事業の | 地域型保育事業の設備及び運 | *省令基準は25年度末目途に発出予定 |
| 認可基準 | 営の基準条例 | *27 年度当初に整備されているべき地域 |
| (第34条の16 | ※小規模保育事業(6~19人) | 型保育事業について認可を行うことが |
| 第1項) | A型:分園型 | できるよう、可能な限り6月議会にお |
| 751-Q/ | B型:中間型 | いて条例を制定、事業者等に周知 |
| , | C型:グループ型家庭的保育 | |
| | 居宅訪問型保育事業 | |
| | 事業所内保育事業 | |
| | の認可を行うための基準 | |
| | ※事業種類毎の基準が必要 | |
| | ※全種類の基準制定が必須 | |
| | • | · |
| | か、国に確認中 | |

※政令・中核市においては、幼保連携型認定こども園の認可基準制定、保育所の認可基準 の改正も必要